

大阪市営住宅入居者選考等実施要綱の一部を改正する要綱

大阪市営住宅入居者選考等実施要綱（平成 20 年 3 月 27 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（公募の時期、期間及び募集住宅） 第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による入居者の公募について、時期、期間及び募集住宅は、次の各号に掲げる募集において、当該各号に定める時期、期間及び住宅とする。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 随時募集 次のア又はイに掲げる住宅において、それぞれア又はイに定める時期、期間及び住宅とする。 ア 公営住宅及び改良住宅 大阪市の休日を決める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号。以下「大阪市休日条例」という。）第 1 条第 1 項に掲げる日を除く毎日とし、<u>次に掲げる住宅であつて、かつ、当該募集の募集住宅一覧表作成時において入居者又は入居候補者のない住宅とする。</u> <u>（i）第 1 号及び第 3 号に定める募集又は第 2 号に定める募集のうち、第 6 条第 2 項第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定める申込区分において、入居申込者が募集戸数を超えない住宅。ただし、恒常的に入居申込者が募集戸数を超えないことが見込まれる住宅については、第 1 号から第 3 号に定める募集を経ないで、本号の対象住宅とすることができる。</u> <u>（ii）死亡後に発見が遅れたこと等により貸付を停止している住宅。ただし、第 1 号に定める募集において入居申込者が募集戸数を著しく超えることが見込まれる住宅を除く。</u> イ 〔略〕 〔(5)～(7) 略〕 〔2・3 略〕	（公募の時期、期間及び募集住宅） 第 3 条 〔同左〕 〔(1)～(3) 〔同左〕〕 (4) 随時募集 次のア又はイに掲げる住宅において、それぞれア又はイに定める時期、期間及び住宅とする。 ア 公営住宅及び改良住宅 大阪市の休日を決める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号。以下「大阪市休日条例」という。）第 1 条第 1 項に掲げる日を除く毎日とし、<u>第 1 号及び第 3 号に定める募集又は第 2 号に定める募集のうち第 6 条第 2 項第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定める申込区分において入居申込者が募集戸数を超えない住宅及び死亡後に発見が遅れたこと等により貸付を停止している住宅（ただし、第 1 号に定める募集において入居申込者が募集戸数を著しく超えることが予想される住宅を除く。）であつて、かつ当該募集の募集住宅一覧表作成時において入居者又は入居候補者のない住宅</u> イ 〔同左〕 〔(5)～(7) 同左〕 〔2・3 同左〕
（公募の申込み資格） 第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号に定める募集における入居申込者は、条例第 5 条、条例第 6 条、	（公募の申込み資格） 第 6 条 〔同左〕

条例第7条第2項及び第4項、条例第8条第3項及び第5項又は条例第10条の規定による条件を具備し、かつ次の各号に掲げる申込区分において、当該各号に定める条件を具備する者でなければならない。ただし、第6号イに定める者については、条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。 〔(1)～(6) 略〕 〔2・3 略〕 4 第3条第1項第4号アに定める募集における入居申込者は、条例第5条又は条例第7条第2項の規定による条件を具備し、本市の区域内に住所を有する者であって、かつ次の各号の申込区分においては、当該各号に定める条件を具備するものでなければならない。ただし、第3条第1項第4号アに定める募集においては、条例第5条第2項に基づき条例第5条第1項第1号アの条件を具備しない者が単身での申込みをすることができる。また、第1号イに定める者については、条例第5条第1項第4号の規定は適用しない。 〔(1)・(2) 略〕 <u>(3) 高齢者特別設計住宅 第2項第2号に定める者であること</u> <u>(4) 車いす常用者向け特別設計住宅 第2項第4号に定める者であること</u> <u>(5) 高齢者見守り付住宅 第2項第5号に定める者であること</u> <u>(6) 障がい者見守り付住宅 第2項第6号に定める者であること</u> <u>(7) 車いす常用者向け見守り付住宅 第2項第7号に定める者であること</u> 〔5～9 略〕	〔(1)～(6) 同左〕 〔2・3 同左〕 4 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 〔新設〕 <u>(3) 車いす常用者向け特別設計住宅 第2項第4号に定める者であること</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔5～9 同左〕
(公募における申込み資格の特例) 第7条 第3条第1項第1号に定める募集（ただし、公営住宅、改良住宅及び再開発住宅の一般世帯向け申込区分及び単身者向け申込区分に限る。）、同項第2号に定める募集（ただし、ひとり親住宅申込区分に限る。）、同項第3号に定める募集（ただし、一般世帯向け申込区分及び単身者向け申込区分に限る。）、同項第4号ア、同項第5号及び第7	(公募における申込み資格の特例) 第7条 〔同左〕

号（ただし、規則第7条第14号に定める者に限る。）に定める募集において、配偶者からの暴力により被害を受けている者が規則第6条の規定による入居の申込みを行ったときは、次の各号に掲げる世帯について、当該各号に定めるとおり取扱うものとする。 (1) 配偶者からの暴力により被害を受けている者のみの世帯 次のアからウまでに掲げる場合において、それぞれアからウまでに定めるとおり取扱う ア 条例第5条第1項第1号クに該当する場合 大阪市各区<u>保健福祉センター</u>所長より本市の区域内に居住していることの証明を受けられる世帯、又は現に居住する住宅における当該募集の募集期間の直前の公共料金（電気、水道又はガス料金のいずれか）の領収書（当該入居申込者名義のものに限る。）等により本市の区域内に居住していることが確認できる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなす イ 条例第5条第1項第1号アからキまでのいずれかに該当する場合 大阪市各区<u>保健福祉センター</u>所長より本市の区域内に居住し、かつ配偶者からの暴力による被害世帯であることの証明を受けられる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなすとともに、第10条第6号本文の規定を適用しない ウ 条例第5条第1項第1号アに該当しない60歳未満の単身者が第3条第1項第4号アに定める募集に申込みした場合 大阪市各区<u>保健福祉センター</u>所長より本市の区域内に居住し、かつ配偶者からの暴力による被害世帯であることの証明を受けられる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなすとともに、第10条第6号本文の規定を適用しない (2) <u>配偶者からの暴力により被害を受けている者とその子で構成される世帯</u>	(1) [同左] ア 条例第5条第1項第1号クに該当する場合 大阪市各区<u>保健福祉課</u>より本市の区域内に居住していることの証明を受けられる世帯、又は現に居住する住宅における当該募集の募集期間の直前の公共料金（電気、水道又はガス料金のいずれか）の領収書（当該入居申込者名義のものに限る。）等により本市の区域内に居住していることが確認できる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなす イ 条例第5条第1項第1号アからキまでのいずれかに該当する場合 大阪市各区<u>保健福祉課</u>より本市の区域内に居住し、かつ配偶者からの暴力による被害世帯であることの証明を受けられる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなすとともに、第10条第6号本文の規定を適用しない ウ 条例第5条第1項第1号アに該当しない60歳未満の単身者が第3条第1項第4号アに定める募集に申込みした場合 大阪市各区<u>保健福祉課</u>より本市の区域内に居住し、かつ配偶者からの暴力による被害世帯であることの証明を受けられる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなすとともに、第10条第6号本文の規定を適用しない (2) <u>配偶者からの暴力により被害を受けている者とその子で構成される世帯（ただし、当該者が扶養する未成年の子が含まれている場合であって、かつ当該者の配偶者等と同居している場合を除く。）</u> 大阪市各区役所<u>保健福祉課</u>より本市の区域内に居住し、かつ配偶者からの暴力による
--	---

大阪市各区役所<u>保健福祉センター</u>所長より本市の区域内に居住し、かつ配偶者からの暴力による被害世帯であることの証明を受けられる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなすとともに、第10条第6号本文の規定を適用しない [2・3 略]	被害世帯であることの証明を受けられる世帯は、本市の区域内に住所を有する者とみなすとともに、第10条第6号本文の規定を適用しない [2・3 同左]
(災害時の公募によらない市営住宅への入居等に係る申込み資格) 第9条 条例第4条第2項第1号に該当する場合の入居申込者は、条例第5条、条例第7条第2項及び第4項、条例第8条第3項及び第5項又は条例第10条の規定による条件を具備し、かつ次の各号に定める条件を全て具備する者でなければならない。 [(1)・(2) 略] 2 前項第1号の火災等の災害は、入居申込者又は現に同居し、もしくは同居しようとする親族の故意又は<u>重大な過失</u>によらない場合に限るものとする。 [3～5 略]	(災害時の公募によらない市営住宅への入居等に係る申込み資格) 第9条 [同左] [(1)・(2) 同左] 2 前項第1号の火災等の災害は、入居申込者又は現に同居し、もしくは同居しようとする親族の故意又は<u>過失</u>によらない場合に限るものとする。 [3～5 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の後の第9条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に入居の申込みのあった場合について適用し、同日前の入居の申込みのあった場合については、なお従前の例による。